

令和6年五條市議会第1回3月定例会提出予定議案概要説明書

提出予定議案 41件

・報第1号 専決処分の報告について（五條市上水道事業給水条例の一部改正）

【水道局】

＜概要＞ 水道法の一部改正に伴い、条例に引用している法令の用語を整理することが必要となり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。主な内容は、法令から引用する用語の改正。
施行期日：令和6年4月1日

・報第2号 専決処分の報告について（五條市布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正）

【水道局】

＜概要＞ 水道法施行規則の一部改正に伴い、条例に引用している法令の用語を整理することが必要となり、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。主な内容は、法令から引用する用語の改正。
施行期日：令和6年4月1日

・報第3号 専決処分の報告について（和解）

【西吉野支所】

＜概要＞ 五條市コミュニティバス西吉野コース勢井～屋那瀬線において、委託先運転手が運転を誤り、本市所有車両を全損させた物損事故に関する和解について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。

・報第4号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

【土木管理課】

＜概要＞ 市道の管理瑕疵による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。

・報第5号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）

【まちづくり推進課下水道室】

＜概要＞ 公共下水路の管理瑕疵による人の負傷の損害賠償に係る和解及び損害

賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。

・報第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
【危機管理課】

＜概要＞ 公用車の事故による車両の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。

・報第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定）
【危機管理課】

＜概要＞ 公用車の事故によるブロック塀損傷の損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法第 180 条第 1 項の規定により専決処分をしたので、報告を行うもの。

・報第 8 号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 5 年度五條市一般会計補正予算（第 9 号））
【財政課】

＜別添資料＞

＜概要＞ 令和 5 年 12 月 22 日に閣議決定された低所得世帯等への給付金事業の予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので報告し、承認を求めるもの。
内容は、歳入歳出予算に 1 億 3,502 万円を追加し、総額 200 億 2,842 万 4 千円とするもので、財源は国庫支出金を見込み、補正予算の編成を行うもの。

・報第 9 号 専決処分の報告、承認を求めることについて（令和 5 年度五條市一般会計補正予算（第 10 号））
【財政課】

＜別添資料＞

＜概要＞ 生活保護費の医療扶助費に係る予算措置に特に緊急を要したため、地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき専決処分をしたので報告し、承認を求めるもの。
内容は、歳入歳出予算に 3,700 万円を追加し、総額 200 億 6,542 万 4 千円とするもので、財源は国庫支出金等を見込み、補正予算の編成を行うもの。

・議第 1 号 五條市教育・保育のあり方検討委員会条例の制定について

【子ども未来課】

＜概要＞ 公立認定こども園の今後のあり方等について検討するための五條市教育・保育のあり方検討委員会を設置するため、本条例を制定するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 2 号 五條市立西吉野農業高等学校の生徒の家族向け定住促進住宅条例の全部改正について

【産業振興課】

＜概要＞ 本市に移住、定住等する就労者等の生活の支援を行うことにより、産業を維持し、及び振興することを目的として、桜花住宅の入居者資格に係る規定等を整備するため、本条例の全部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 3 号 五條市食肉処理加工施設設置条例の全部改正について

【産業振興課】

＜概要＞ 五條市食肉処理加工施設に指定管理者制度を導入するため、本条例の全部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 4 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬、費用弁償に関する条例の一部改正について

【子ども未来課・生涯学習課・農業委員会事務局】

＜概要＞ 農業委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するとともに、五條市教育・保育のあり方検討委員会委員及び五條市学校運営協議会委員の報酬に係る規定を追加するため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 5 号 五條市の一般職の職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

【秘書広報課人材マネジメント室】

＜概要＞ 国における災害派遣対応の運用や職員の勤務実態等を勘案した改定及び新型コロナウイルス感染症に対処するための防疫等業務手当の特例の廃止を行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：公布の日（一部規定：令和 6 年 4 月 1 日）

・議第 6 号 技能職員の給与及び旅費に関する条例の一部改正について

【秘書広報課人材マネジメント室】

＜概要＞ 地方自治法の改正により、会計年度任用職員の勤勉手当の支給に係る規定が追加されたことに伴い、会計年度任用技能労務職員の給与の種

類に勤勉手当を加えるため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 7 号 五條市子どもサポートセンター条例の一部改正について

【子どもサポートセンター】

＜概要＞ 関係機関及び団体との連絡調整及び連携に係る規定の整備を行うため、
本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 8 号 五條市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について

【子ども未来課】

＜概要＞ 国の定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 9 号 五條市子ども医療費助成条例等の一部改正について

【保険年金課】

＜概要＞ 福祉医療費助成の現物給付制度の対象年齢を 18 歳（18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども）までに拡大するため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 8 月 1 日

・議第 10 号 五條市国民健康保険税条例の一部改正について

【保険年金課】

＜概要＞ 五條市国民健康保険税の税率を令和 6 年度の奈良県統一保険料（税）率に改正するため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 11 号 五條市介護保険条例の一部改正について

【介護福祉課】

＜概要＞ 介護保険法に基づく介護保険事業計画の見直し等に伴い、介護保険料率（額）を改めるため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

・議第 12 号 五條市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営の基準等に関する条例の一部改正について

【介護福祉課】

＜概要＞ 国の定める指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。

施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

- ・議第 13 号 五條市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正について **【介護福祉課】**

＜概要＞ 国の定める指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正に伴う規定の整理を行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

- ・議第 14 号 五條市営住宅条例の一部改正について **【建築住宅課】**

＜概要＞ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部改正に伴い、入居者資格に係る規定を整理するため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

- ・議第 15 号 五條市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について **【危機管理課】**

＜概要＞ 非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、非常勤消防団員等に対する損害補償に係る補償基礎額の引上げを行うため、本条例の一部を改正するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

- ・議第 16 号 奈良広域水質検査センター組合規約の変更について **【水道局】**

＜概要＞ 水道法の一部改正により、水道整備・管理行政に係る所管が厚生労働省から国土交通省及び環境省に移管されることに伴う規定の整理を行うため、本規約の一部を変更するもの。
施行期日：令和 6 年 4 月 1 日

- ・議第 17 号 令和 5 年度五條市一般会計補正予算（第 11 号）議定について **【財政課】**

《別添資料》

＜概要＞ 歳入歳出予算に 1 億 5,158 万 7 千円を追加し、総額 202 億 1,701 万 1 千円とするもの。主な内容は、人事異動等に伴う人件費の補正等を追加するもので、財源は前年度繰越金等を見込む補正予算の編成、繰越明許費の補正を行うもの。

- ・議第18号 令和5年度五條市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）議定について **【保険年金課】**

 <別添資料>

 <概要> 歳入歳出予算に6,345万5千円を追加し、総額41億6,785万5千円とするもの。主な内容は、保険給付費の補正等を追加するもので、財源は国庫支出金等を見込み、補正予算の編成を行うもの。
- ・議第19号 令和5年度五條市介護保険特別会計補正予算（第2号）議定について **【介護福祉課】**

 <別添資料>

 <概要> 歳入歳出予算に6,160万7千円を追加し、総額42億1,704万5千円とするもの。主な内容は、介護保険システム改修費の補正等を追加するもので、財源は国庫支出金等を見込み、補正予算の編成を行うもの。
- ・議第20号 令和5年度五條市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）議定について **【保険年金課】**

 <別添資料>

 <概要> 歳入歳出予算に1,280万円を追加し、総額5億6,980万円とするもの。内容は、後期高齢者医療広域連合納付金の補正を追加するもので、財源は後期高齢者医療保険料を見込み、補正予算の編成を行うもの。
- ・議第21号 令和6年度五條市一般会計予算議定について **【財政課】**

 <概要> 予算総額187億6,000万円で、前年度比9億1,000万円の増額となるもの。
- ・議第22号 令和6年度五條市国民健康保険特別会計予算議定について **【保険年金課】**

 <概要> 予算総額40億340万円で、前年度比1億100万円の減額となるもの。
- ・議第23号 令和6年度五條市基地事業特別会計予算議定について **【環境政策課】**

 <概要> 予算総額380万円で、前年度比50万円の増額となるもの。
- ・議第24号 令和6年度五條市介護保険特別会計予算議定について **【介護福祉課】**

 <概要> 予算総額41億1,780万円で、前年度比550万円の減額となるもの。
- ・議第25号 令和6年度五條市大塔診療所特別会計予算議定について **【保健福祉センター】**

＜概要＞ 予算総額 4,100 万円で、前年度比 200 万円の増額となるもの。

・議第 26 号 令和 6 年度五條市農業集落排水事業特別会計予算議定について

【産業振興課】

＜概要＞ 予算総額 320 万円で、前年度比 10 万円の減額となるもの。

・議第 27 号 令和 6 年度五條市後期高齢者医療特別会計予算議定について

【保険年金課】

＜概要＞ 予算総額 5 億 9,880 万円で、前年度比 4,180 万円の増額となるもの。

・議第 28 号 令和 6 年度五條市水道事業会計予算議定について 【水道局】

＜概要＞ 収益的収支は、水道事業収益 10 億 7,135 万円に対し、水道事業費用 12 億 5,426 万円を見込むもの。

資本的収支は、資本的収入 6 億 4,813 万円に対し、資本的支出 11 億 194 万円で、資本的収支不足額 4 億 5,381 万円については、過年度分損益勘定留保資金等で補填する予定とするもの。

・議第 29 号 令和 6 年度五條市下水道事業会計予算議定について

【まちづくり推進課下水道室】

＜概要＞ 収益的収支は、下水道事業収益 7 億 7,282 万 5 千円に対し、下水道事業費用 7 億 6,929 万円を見込むもの。

資本的収支は、資本的収入 2 億 2,092 万 2 千円に対し、資本的支出 5 億 3,171 万 8 千円で、資本的収支不足額 3 億 1,079 万 6 千円については、当年度分損益勘定留保資金等で補填する予定とするもの。

・同第 1 号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【秘書広報課人材マネジメント室・総務管財課】

＜概要＞ 間林耕司委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるもの。

・同第 2 号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【秘書広報課人材マネジメント室・総務管財課】

＜概要＞ 山本喜代志委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるもの。

・同第 3 号 五條市固定資産評価審査委員会委員の選任について

【秘書広報課人材マネジメント室・総務管財課】

＜概要＞ 谷口幸雄委員の任期が令和 6 年 3 月 31 日をもって満了するため、その後任について、議会の同意を求めるもの。